

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省25-2-4)

施策名	2-4 IT	担当部局名	商務情報政策局	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進、サイバーセキュリティ対策の強化などの政策を実施する。			政策体系上の位置付け	2 個別産業
達成すべき目標	世界最先端のIT活用社会の実現とその成果の国際展開			目標設定の考え方・根拠	ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「世界最高水準のIT社会の実現」と記載されている。
施策の予算額(執行額) (百万円)	23年度	24年度	25年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言、
	9,516 (8,963)	8,978 (7,974)	7,854		

【測定指標(項目)】

測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)									測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	施策の進捗状況(実績)									
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 公共データの公開データセット数	-	1万以上	-	27年度	-	-	-	1万セット以上	-	-	-	・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、目標として掲げているため		
2 情報連携用語表データベースの開発・実証	情報連携用語表データベースの開発・実証	情報連携用語表データベースの開発・実証の完了	25年度	27年度	-	概念モデルの構築(平成25年9月～平成26年8月)	情報連携用語表データベースの仕様策定(平成25年9月～平成26年1月)	情報連携用語表データベースの開発	-	-	-	世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、目標として掲げているため (独立行政法人 情報処理推進機構と協力して実施)		
3 ※マルウェアとは、不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称	0.7～0.9	数値の改善	24年	27年度	-	-	-	-	-	-	-	サイバーセキュリティ戦略(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)において、目標の一つとして掲げているため (※世界水準は7.1。米国は5.5、韓国は11.1)		

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 組込みシステム基盤開発事業	765 (734)	735 (732)	199	平成22年度	-	組込みシステムの信頼性・安全性等を確保するため、自動車の機能安全規格(ISO26262)に対応した、開発現場で活用可能な解説書の策定等を進めるとともに、組込みソフトウェアの開発現場で使用する既存ツールをそのまま活用しながら、その既存ツールが生成する要件、設計、変更等に関する情報を自動的に保存・共有・分析するオープンツールプラットフォームの構築等を支援する。	-	0043

2	電子経済産業省構築事業	700 (625)	384 (335)	376	平成16年度	1	既に導入されたITインフラを十分に使いこなせるような利活用しやすいデータの整備やプロセスの見直しを行う。具体的には、①民間での利活用を前提とした公共データの開放環境を整備するとともに、②実際のビジネス活用を視野に入れた特定データの開放やツールの作成・実証を進めていく。これと同時に③民間利活用を前提とした公共データの提供やITを利活用した行政業務の簡素化・効率化を実現するため、政府内の業務プロセスを見直ししていく。これらの取組を進めていくため、本事業では必要な情報の収集やツールの作成等の問題への対応に関する支援等を行っていく。	-	0092
3	我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備	429 (385)	383 (360)	379	平成21年度	-	国内外におけるIT・サービス関連の取組や政策を把握・分析するために必要な調査等について、国がテーマを選定し、民間調査機関等に調査委託を行う。	-	0093
4	アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援事業	189 (176)	150 (133)	100	平成21年度	-	経済活動におけるIT利活用の高度化を図り、アジア域内のシームレスな知識経済圏(インターネットエコノミー)を構築する。具体的には、平成24年度までは、アジアをはじめとする海外との電子商取引促進に関する調査研究、日中韓の連携によるオープンソフトウェアの推進に関する調査、ASEANスキームを活用した東南アジア情報セキュリティ機関構築プロジェクトに向けた事前調査、グリーンITの推進等を実施したが、平成25年度からは、事業の効率性等を考慮し、省エネ診断、セミナー、研修等を内容とするグリーンITの推進に特化して実施している。	-	0094
5	情報処理実態調査	10 (8)	9 (8)	8	昭和47年度	3	各企業の情報処理の現状について、ソフト費用、通信費用はもとより、生産管理、人事管理等業務ごとの利用実態、電子商取引の利活用状況等の調査を行う。	-	0095
6	情報セキュリティ対策推進事業	- (-)	2271 (2158)	1600	平成24年度	3	昨今のサイバー攻撃は、大手先端企業に対する企業の機密情報の窃取を目的とした巧妙な標的型攻撃や、電力・ガス等の重要インフラに係る制御システムへのサイバー攻撃など、我が国の経済・社会に対し重大な影響を及ぼす事案が発生している。 このような状況の中、サイバーセキュリティ立国を目指すための「サイバーセキュリティ戦略」を具体的に推進していくために、専門機関(窓口CSIRT)を通じた情報セキュリティインシデントへの対応支援を実施する。具体的には、サイバー攻撃へ対処するための外部脅威に関する情報の早期収集・分析、対策情報の迅速提供や、攻撃発生時の国際連携による不正サイト停止対応等を実施していく。 その他、電子署名・認証制度の利便性を促進するための電子署名法に基づく電子署名・認証制度利用促進等を実施する。	-	0566
7	情報セキュリティ対策推進事業(サイバー攻撃の被害拡大に対する緊急事態対策事業)	- (-)	750	- (-)	平成24年度	3	民間企業等に対するサイバー攻撃への対応では、国内外の関係機関との調整対応、手口分析、被害拡大防止のための対応検討等を実施する専門機関である窓口CSIRT(シーサート)を、各国において設置しており、わが国でも民間専門機関のJPCERT/CC(ジェーピーサートコーディネーションセンター)が同業務を実施している。 上述のように近年サイバー攻撃は、巧妙化・多様化が進んでおり、またJPCERT/CCへの攻撃報告件数も増加の一途をたどっている状況を踏まえ、我が国の窓口CSIRTであるJPCERT/CCの機能を強化し、サイバー攻撃に対する対処能力の向上を図る。	-	0600
8	電子経済産業省構築事業(事務費)	3987 (3858)	4034 (3992)	4140	平成16年度	1	電子政府推進のプラットフォームとなる省内基盤情報システム、共通管理システム、外部向けホームページ、電子申請システム、電子入札システム、調査統計システム、貿易管理サブシステム及び工業標準策定システム等の着実な整備・運用を行う。	-	0629
9	旅費等内部管理業務共通システムの最適化実施に必要な経費	17 (17)	- (-)	902	平成21年度	-	旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化計画(平成24年1月17日、CIO連絡会議決定)に基づき、平成24年度から経済産業省が設計・開発に取り組んでいるところ。当該システムは、①各府省等で異なる処理の標準化、②チケット手配等の外部委託化、③裁裁の簡素化や支払処理の自動化等を可能とする府省共通のシステムであり、平成26年度から本府省、平成27年度から地方支分部局に導入し、旅費等内部管理業務の簡素化・効率化を図る。	-	0630
10	ソフトウェア制御型クラウドシステム技術開発プロジェクト	- (-)	- (-)	150	平成25年度	-	本事業では、国内企業に広く受け入れ可能な機能と性能を備えた情報インフラとして、柔軟性、拡張性、効率性を備え、かつ省電力なクラウドコンピューティング環境を実現するとともに、クラウドコンピューティング環境の稼働を支える高可用、高効率なデータセンターの構築に係る新たな情報処理基盤の研究開発に取り組む。	-	新25-0011

11	情報処理の促進に関する法律	-	-	-	昭和45年度	-	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
12	電子署名及び認証業務に関する法律	-	-	-	平成12年度	3	本法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
13	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	-	-	-	平成11年度	3	本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もつて高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
14	コンピュータウイルス対策基準	-	-	-	平成7年度	3	本基準は、コンピュータウイルスに対する予防、発見、駆除、復旧等について実効性の高い対策をとりまとめることにより、システムユーザ、コンピュータ管理者、ソフトウェア供給者、ネットワーク事業者、システムサービス事業者の各主体におけるコンピュータウイルス対策の向上を図り、もつて高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
15	コンピュータ不正アクセス対策基準	-	-	-	平成8年度	3	本基準は、コンピュータ不正アクセスによる被害の予防、発見及び復旧並びに拡大及び再発防止について、企業等の組織及び個人が実行すべき対策をとりまとめることにより、システムユーザ、システム管理者、ネットワークサービス事業者、ハードウェア・ソフトウェア供給者の各主体における不正アクセス対策の向上を図り、もつて高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
16	ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準	-	-	-	平成16年度	3	本基準は、ソフトウェア等に係る脆弱性関連情報等の取扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、もつて高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
17	情報セキュリティ管理基準	-	-	-	平成15年度	3	本基準は、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロールを整備、運用するための実践規範である。	-	-
18	情報セキュリティ監査基準	-	-	-	平成15年度	3	本基準は、情報セキュリティ監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。	-	-